



他人とのトラブル



家族とのトラブル



どうしたらいいの？

～ そんな時「調停」で話し合ってみませんか ～

《調停を知るセミナー》

受講料無料

トラブルやもめごとなどでお困りの時に、調停という解決方法があります。

調停では調停委員が仲立ちをし、話し合いによって解決を図ります。

調停は安い費用で申立てができ、合意した内容は裁判の確定判決と同じ効力があります。

調停の利用法や仕組みについて、分かりやすいセミナーで学んでみませんか。

日時 **1月28日** (土) 10:30～12:00

講師 **弁護士河合良房氏** (民事調停委員)

場所 **ハートフルスクエア-G (岐阜駅東) 2階 研修室50**

定員 **50名 (先着順：申し込み不要)**

※調停制度についての質問に、調停委員がお答えします

問い合わせ先 岐阜市女性センター：058(268)1052

岐 阜 調 停 協 会